

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（171）」
2. 日時：平成29年6月7日 10時00分～12時30分
3. 場所：原子力規制庁 18階B会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、金子管理官補佐、近田安全審査官、皆川安全審査官、義崎原子力保安検査官、高嶋原子力規制専門員

（火災対策室）

三浦室長、坂中室長補佐、日野原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員 発電管理室室長（許認可担当）

他20名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力業務 副長

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 副長

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力発電運営チーム主任

中国電力株式会社：電源事業本部 副長（原子力運営）

電源開発株式会社：原子力調査室 技術基盤タスク担当

5. 要旨

(1) 日本原子力発電から、『東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』における、東海第二発電所の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準への対応のうち「1.0 重大事故等対策における共通事項」について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 全交流動力電源喪失（SBO）シーケンスにおける津波影響を受けないとする根拠を変圧器の設置高さを踏まえて説明すること。
- T.P.+24m までの津波による屋外アクセスルートへの影響の考慮の必要性について、全交流動力電源喪失の重畳の想定等含めて整理した資料を提示すること。
- 「津波浸水による注水機能喪失」のシーケンスについて、「交流動力電源を24時間期待しない」という評価条件の適用及び可搬型設備使用の必要性の有無を説明すること。
- 屋外アクセスルートへ影響を及ぼす構造物を抽出した表に関して、詳細影響評価対象選定の考え方を説明すること。

- アクセスルート確保の方針について、鉄筋コンクリート構造物の倒壊に対して別ルートを通行するとしているが、「別ルート」について、アクセスルートとして期待できないルートを明確にすること。
- サイトバンカ建屋周辺の狭隘部におけるがれきの撤去において、標準的ながれき撤去時間を仮定することの妥当性を説明すること。
- 人力でホースを敷設する範囲を自主対策に係る範囲を含めて示すこと。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について